

## 宮崎県市町村合併推進構想（仮称）素案の記述の修正・追加

### 1 記述の修正（3ページ 11行目～12行目）

修正前（素案）	修正後（案）
<p>～、高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応するために必要な人員や<u>専門職</u>の確保が総じて困難であり、～</p>	<p>～、高度化・多様化する住民ニーズに的確に対応するために必要な人員や<u>専門職員</u>の確保が総じて困難であり、～</p>

### 2 記述の追加（6ページ 3行目）

修正前（素案）	修正後（案）
<p>本県の人口の推移を見ると、昭和45年から昭和60年にかけて増加し、昭和60年から平成12年にかけてはほぼ横ばいで推移してきたが、平成17年以降は年々減少し、平成42年には、平成12年人口に比べて15.7万人が減少すると推計されている（図表2）。</p>	<p>本県の人口の推移を見ると、昭和45年から昭和60年にかけて増加し、昭和60年から平成12年にかけてはほぼ横ばいで推移してきたが、<u>国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成15年12月）によると</u>、平成17年以降は年々減少し、平成42年には、平成12年人口に比べて15.7万人が減少すると推計されている（図表2）。</p>

### 3 記述の追加（6ページ 図表2）

修正前（素案）	修正後（案）
	<p>（図表2の注釈として追加）  <u>平成12年までは国勢調査人口、平成17年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計人口。以下同じ。</u></p>

4 記述の追加（6ページ 図表3）

修正前（素案）	修正後（案）
	<p>（図表3の注釈として追加）  <u>凡例中（ ）書きの数字は、該当市町村数を表す。以下同じ。</u></p>

5 記述の修正（7ページ 下から6行目）

修正前（素案）	修正後（案）
<p>市町村別の推移を見ると、平成12年には高齢化率30%以上は6団体であったが、<u>今から10年後の平成27年</u>には20団体となるなど高齢化が進む。～</p>	<p>市町村別の推移を見ると、平成12年には高齢化率30%以上は6団体であったが、平成27年には20団体となるなど高齢化が進む。～</p>

6 記述の修正（9ページ 下から4行目）

修正前（素案）	修正後（案）
<p>市町村別の推移を見ると、平成12年にはすべての市町村で生産年齢人口は50%以上であったが、<u>今から10年後の平成27年</u>には、中山間地域の小規模町村などの5団体で50%を切ると予想されており、地域を支える産業の衰退や税収の減少、活力の低下などが懸念される（図表9）。</p>	<p>市町村別の推移を見ると、平成12年にはすべての市町村で生産年齢人口は50%以上であったが、平成27年には、中山間地域の小規模町村などの5団体で50%を切ると予想されており、地域を支える産業の衰退や税収の減少、活力の低下などが懸念される（図表9）。</p>

7 記述及び図表の修正（20ページ 8行目～9行目、図表28）

修正前（素案）	修正後（案）
<p>ごみ共同処理</p> <p>5市13町1村（高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町、西都市・高鍋町・新富町・西米良村・木城町・川南町・都農町、小林市・高原町・野尻町、宮崎市・清武町、日南市・北郷町、日南市・串間市・北郷町・南郷町 日南市・北郷町は重複）が6つの一部事務組合を<u>1市2町2村</u>（日向市・門川町・諸塚村・<u>椎葉村</u>・美郷町）が広域連合を設置して、処理している。</p> <p>～</p> <p>（図表28 ごみ共同処理の状況） 椎葉村の部分</p>	<p>ごみ共同処理</p> <p>5市13町1村（高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町、西都市・高鍋町・新富町・西米良村・木城町・川南町・都農町、小林市・高原町・野尻町、宮崎市・清武町、日南市・北郷町、日南市・串間市・北郷町・南郷町 日南市・北郷町は重複）が6つの一部事務組合を<u>1市2町1村</u>（日向市・門川町・諸塚村・美郷町）が広域連合を設置して、処理している。～</p> <p>（図表28 ごみ共同処理の状況） 椎葉村の部分<del>を白抜きに修正</del></p>

8 記述の修正（25ページ 下から3行目）

修正前（素案）	修正後（案）
<p>なお、本構想で示した組合せと異なる枠組みにより市町村が自主的に合併協議を開始した場合には、自主的な市町村合併の推進という合併新法の趣旨に鑑み、<u>必要に応じて、宮崎縣市町村合併推進審議会の意見を聴き、構想を変更する措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>なお、本構想で示した組合せと異なる枠組みにより市町村が自主的に合併協議を開始した場合には、自主的な市町村合併の推進という合併新法の趣旨に鑑み、<u>宮崎縣市町村合併推進審議会の意見を聴いた上で、必要に応じて構想を変更することができるものとする。</u></p>

9 記述の修正（28ページ 6行目、8行目、14行目～15行目）

修正前（素案）	修正後（案）
<p>（6行目）            そのため、本構想においては、<u>早急に</u>合併を推進する必要があると認められる市町村について検討し、～</p> <p>（8行目）            (2) <u>早急に</u>合併を推進する必要があると認められる市町村</p> <p>（14行目～15行目）            このことを踏まえ、本県市町村の現況及び将来見通しを検討した結果、本県において<u>早急に</u>合併を推進する必要がある市町村は、次の<u>及び</u>のいずれかに該当する市町村とした。</p>	<p>（6行目）            そのため、本構想においては、<u>合併新法の下で自主的な</u>合併を推進する必要があると認められる市町村について検討し、～</p> <p>（8行目）            (2) <u>合併新法の下で自主的な</u>合併を推進する必要があると認められる市町村</p> <p>（14行目～15行目）            このことを踏まえ、本県市町村の現況及び将来見通しを検討した結果、本県において<u>合併新法の下で自主的な</u>合併を推進する必要がある市町村は、次の<u>又は</u>に該当する市町村とした。</p>

10 記述の修正（29ページの表）

修正前（素案）	修正後（案）
<p>（表の見出し）  <u>〔該当市町村〕</u></p> <p>（表の注釈）  <u>平成15年日本の市区町村別将来推計人口</u></p>	<p>（表の見出し）  <u>〔該当町村〕</u></p> <p>（表の注釈）  <u>国立社会保障・人口問題研究所の推計人口（平成15年12月）</u></p>

11 記述の修正（30ページ 2行目）

修正前（素案）	修正後（案）
<p>(2)において<u>早急に</u>合併を推進する必要があると認められた市町村（構想対象市町村）の合併の組合せについては、～</p>	<p>(2)において<u>合併新法の下で自主的な</u>合併を推進する必要があると認められた市町村（構想対象市町村）の合併の組合せについては、～</p>